

移転料の額に関する規定ぶりについて

国家公務員に対して支給される移転料の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）上「路程等に応じ定額により支給する」（第6条第9項）と規定されており、その算出に当たり「路程」（ある地点から目的地までの距離）以外の事情についても考慮することとされている。

他方、司法修習生に対して支給される移転給付金の額については「路程に応じて最高裁判所が定める額とする」（改正後の裁判所法第67条第5項）と規定しており、その算出に当たり「路程」以外の事情を考慮することは予定していない。

これは、国家公務員については、「路程」以外に赴任の際に移転する扶養家族の有無等で移転料の額を異にすることが予定されている（旅費法第23条参照）のに対し、司法修習生については、赴任の際に移転する扶養家族の有無で移転給付金の額を異にすることを予定していないことによるものであり、その規定ぶりを書き分ける合理的な理由がある。

（参照条文）

○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年4月30日法律第114号）

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2～8 （略）

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10～16 （略）

（移転料）

第二十三条 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 （略）